

平成23年度 第1回熊取町入札監視委員会〔議事概要〕

1. 開催日時 平成23年8月5日（金） 午前9時30分～午前11時20分
2. 開催場所 熊取町役場 別館3階委員会室
3. 出席者 委員：3人（全員）
事務局：総務部長、契約検査課長、契約検査グループ長、契約検査グループ員2人

4. 議題等

（委嘱状交付）

- 〈案 件〉
- (1) 委員長の選出について
（職務代理者の指名）
 - (2) 本町の入札、契約制度等について
 - (3) その他（入札・契約に関する情報提供等）

5. 公開・非公開の別

非公開
非公開の理由 本会は、審議会等会議公開指針第3条第2号に該当し、熊取町入札監視委員会設置要綱（平成21年5月11日制定）第5条第6項（委員会は、非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。）により、非公開とします。

6. 審議等の概要

〈案 件〉

- (1) 委員長の選出について
 - ① 「熊取町入札監視委員会設置要綱」について
設置目的、経緯等を踏まえ委員長の選出等について説明
 - ② 委員長の選出、職務代理者の指名
互選により西村委員が委員長に選出される。
西村委員長の指名により田中委員が職務代理者となる。
- (2) 本町の入札、契約制度等について
 - ① 本町の入札、契約制度、実績、入札制度改革の取り組み状況について説明
 - ② 最低制限価格の設定基準（モデル）の見直し、住民訴訟の状況、町内産業育成の視点等について説明
- (3) その他（入札・契約に関する情報提供等）
 - ① 今後の委員会開催の日程
 - ② 平成23年度の発注状況について ほか

主な意見・質疑応答

- 入札監視委員会の役割として、中立的な立場で公共工事の入札・契約事務を第三者的に監視していくとのことだが、不正の有無や質的な問題等、事務や工事が適正に行われているかどうかの最低限の監視をしていくのか。それとも、公共工事以外の事業育成等の幅広い視点での意見も述べてよいものか。
- 幅広くご意見をいただきたいところであるが、同委員会の所掌事務は、本来的に入札・契約自体が適正かどうかの審査を中心としており、過去にも最低制限価格の設定基準に関して同様の議論があり、委員会として所掌する範ちゅうかどうかという指摘を受け、結果的に委員会としての意見を差し控えた経過があるため、今後も、一定の枠組みの中で、その都度考えていくこととなる。
- また、品質確保は非常に重要と考えており、工事の質が保たれているかどうかの検査の要領である「熊取町建設工事等検査要領」や「熊取町建設工事等成績評定要領」等を、平成22年度から全面的に見直して対応している。
- 住民訴訟に係る熊取建設業協同組合に加盟していた業者は、今も業者登録及び入札に参加しているのか。
- 廃業している業者もあると思われるが、町に業者登録して入札に参加し、工事も請負っている。
- 最低制限価格での落札により工事品質を保てるかどうかの懸念はあるが、現在、熊取町の最低制限価格の設定基準を見直す動きがあるのか。
- また、熊取町の入札は、最低制限価格が事前公表されており、業者が最低制限価格で入札すると次はくじによる抽選となるが、競争性は確保されているのか。
- 現在、平成21年4月改正の国の設定基準（モデル）への見直しを検討している。
- さらに、平成23年4月に、新たな国の最低制限価格の設定基準（モデル）が示されたところである。
- 本町では、最低制限価格での入札により抽選で落札者を決定することが多いものの、郵便入札や町外業者を含めた指名業者の選定など入札制度改革により、適正な入札へ前進したものと考えている。
- 最低制限価格の事前公表の取り止めにより、業者は独自に入札金額を積算し、結果的に競争性が高まるということはあるのか。
- 業者には、もともと工事費内訳書等の提出を求めており、本来的に各者とも積算をしている。
- また、近年、国の流れとして取り止めの考え方もあるが、本町の場合、そうした中で談合事件が発生し、抜本的な入札制度改革として透明性を高めることに重きを置いて事前公表に取り組んでいるため難しい。また、府下の自治体でも事前公表の取扱いが多いのが実情である。

7. 審議会の情報	名称	熊取町入札監視委員会
	根拠法令等	熊取町入札監視委員会設置要綱
	設置期間	平成21年7月24日～（委員委嘱期間(2年)）
	所掌事項	建設工事並びにコンサルタント業務にかかる入札、契約の過程及び内容について審査し、入札及び契約事務の公正な執行審査に関すること。
	委員数	3人
8. 担当課	契約検査課	